

○早島町地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、早島町地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成27年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の申出書等)

第2条 条例第4条第1項の規定により申出を行おうとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）を記載した地区計画等に関する申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 地区計画等の内容（様式第2号）
- (2) 当該申出に係る地区計画等の対象となる土地の区域内（以下「区域内」という。）の土地及び建物に関する登記事項証明書（交付後3箇月以内のもの）。ただし、登記が終了していない場合は、その権利関係を証する書類を添付するものとする。
- (3) 区域内の同意状況（様式第3号）
- (4) 区域内の土地所有者等一覧表（様式第4号）
- (5) 同意書（様式第5号）
- (6) 区域内及び周辺地域に対する申出の説明に関する報告書（様式第6号）
- (7) 区域内の公図の写し（交付後3箇月以内のもの）
- (8) 申出者の住民票の写し（交付後3箇月以内のもの）。ただし、法人にあっては、その法人の登記事項証明書（交付後3箇月以内のもの）を添付するものとする。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式(第2条関係)

様式第1号

[別紙参照]

様式第2号

[別紙参照]

様式第3号

[別紙参照]

様式第4号

[別紙参照]

様式第5号

[別紙参照]

様式第6号

[別紙参照]